

火力設備の技術基準の解釈改正要請及び民間自主規格の策定の審議について

日電規委17第030号
平成17年12月5日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気事業法に基づく技術基準の解釈の改正要請を審議・評価し、経済産業省原子力安全・保安院に提出すること、及び民間が自主的に制定し使用する規格の策定及び改定の審議を予定しておりますので、お知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

- (1) 発電用火力設備の技術基準の解釈について平成17年度改正要請について(＊)
- (2) 分散型電源系統連系技術指針の改定について
- (3) 演出空間仮設電気設備指針の策定について

* 印は、経済産業省原子力安全・保安院に提出する予定の改正要請案件

2. 案件の趣旨・目的、内容等について

(1) 発電用火力設備の技術基準の解釈について平成17年度改正要請について

a. 技術基準への改正要請を作成した委員会

火力専門部会 ((社)日本電気協会)

b. 改正要請の趣旨、目的、内容等

現行の「発電用火力設備に関する技術基準の解釈」(以下、「火技解釈」という)

の規定のうち7ヶ条について、日本工業規格他との整合を図ること等により、合理的な規定とすべく見直しを行った結果、下記の事項について改正要請を行うものです。

(a) ボイラー等及びその附属設備

火技解釈で規定している材料のうち、JISG3201「炭素鋼鍛鋼品」について、化学成分量の変更、及び、火技解釈に引用している日本工業規格 JISB8201 の改定に伴い、引用年度を変更する。

(解釈7ヶ条)

(2) 分散型電源系統連系技術指針の改定について

a. 規格案の改定を作成した委員会

系統連系専門部会 ((社)日本電気協会)

b. 民間規格の改定の趣旨、目的、内容等

「分散型電源系統連系技術指針」(JEAG9701)は、昭和61年8月に資源エネルギー庁公益事業部長通達として公表された「系統連系技術要件ガイドライン」を補足・補完する民間の自主的な技術指針として平成4年3月に制定されました。

制定以降、系統連系に従事する実務者に有用な民間の自主規格として活用されており、平成13年9月には数次にわたり改定された「系統連系技術要件ガイドライン」の内容と整合を図るとともに、技術動向や系統連系実績を踏まえて、全面的な見直しを行い、日本電気技術規格委員会の規格(JESC Z0001(2001))として制定しました。

今回の改訂は、平成16年10月に経済産業省より、「系統連系技術要件ガイドライン」が「保安に関する事項」と「品質に関する事項」に整理され、新たに「電気設備の技術基準の解釈」と「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」として公表されたことを受け、「構成の変更」や「記載内容の明確化」などを行ったもので、平成17年11月に(社)日本電気協会の系統連系専門部会で承認され、日本電気技術規格委員会に評価・承認を要請されたものです。

なお、今回の改定により、名称も「系統連系規程」(JEAC9701)に改定されています。

(3) 演出空間仮設電気設備指針の策定について

a. 規格案を作成した委員会

個別施設設備専門部会((社)電気設備学会)

b. 民間規格の制定の趣旨、目的、内容等

本規格案は、劇場等での公演における仮設電気設備に関する技術要件を取りまとめた「演出空間仮設電気設備指針」として、平成17年9月に(社)電気設備学会の個別施設設備専門部会で承認され、日本電気技術規格委員会に評価・承認を要請されたものです。

1999年3月に日本電気技術規格委員会において承認した「劇場等演出空間電気設備指針」では、劇場等演出空間において演出に用いられる常設の電気設備の設計・施工等に関する安全要求事項を取りまとめました。一方、実際の公演において、常設の設備だけでは必要な演出効果が得られがたい場合は、外部から持ち込まれる電気設備(以下、仮設電気設備という。)を使用するケースが多く、またツアーコンサートの場合などで、常設の電気設備がまったくない場所では、公演をすべて仮設電気設備で実施する場合があります。

このような仮設電気設備は、短期間での設営、運用、撤去を繰返し行うため、常設のものとは異なる観点からの安全要求事項が必要であり、また、これまで関係する技術者に向けた技術資料が公に存在しなかったのが現状です。

そこで、今回、上記指針とは別に公演における仮設電気設備に関する技術要件を取りまとめた「演出空間仮設電気設備指針」が作成され、日本電気技術規格委員会に評価・承認が要請されたものです。

3. 経済産業省原子力安全・保安院への提出及び民間自主規格発行予定日

平成18年1月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っていますので、お問い合わせ下さい。ただし、複写代及び郵送代の実費をご負担下さい。

(問い合わせ先, 意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電 話 : 03-3216-0553 内線 252

Fax : 03-3214-6005

E-mail : staff@jesc.gr.jp

所在地 : 〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館4F

5. 意見提出期間

受付開始日 平成17年12月5日(月)

受付終了日 平成18年1月6日(金)

6. 注意事項

ご意見は, 氏名・連絡先(住所, 電話番号, Fax 若しくは電子メールアドレス)を明記し, 書面若しくは電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

また, 頂きましたご意見等につきましては, 連絡先を除きすべて公開される可能性があることをご了承下さい。

備考: 日本電気技術規格委員会は, 電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議, 承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会で, 上記案件は, 委員会の規約に基づいて公表するものです。